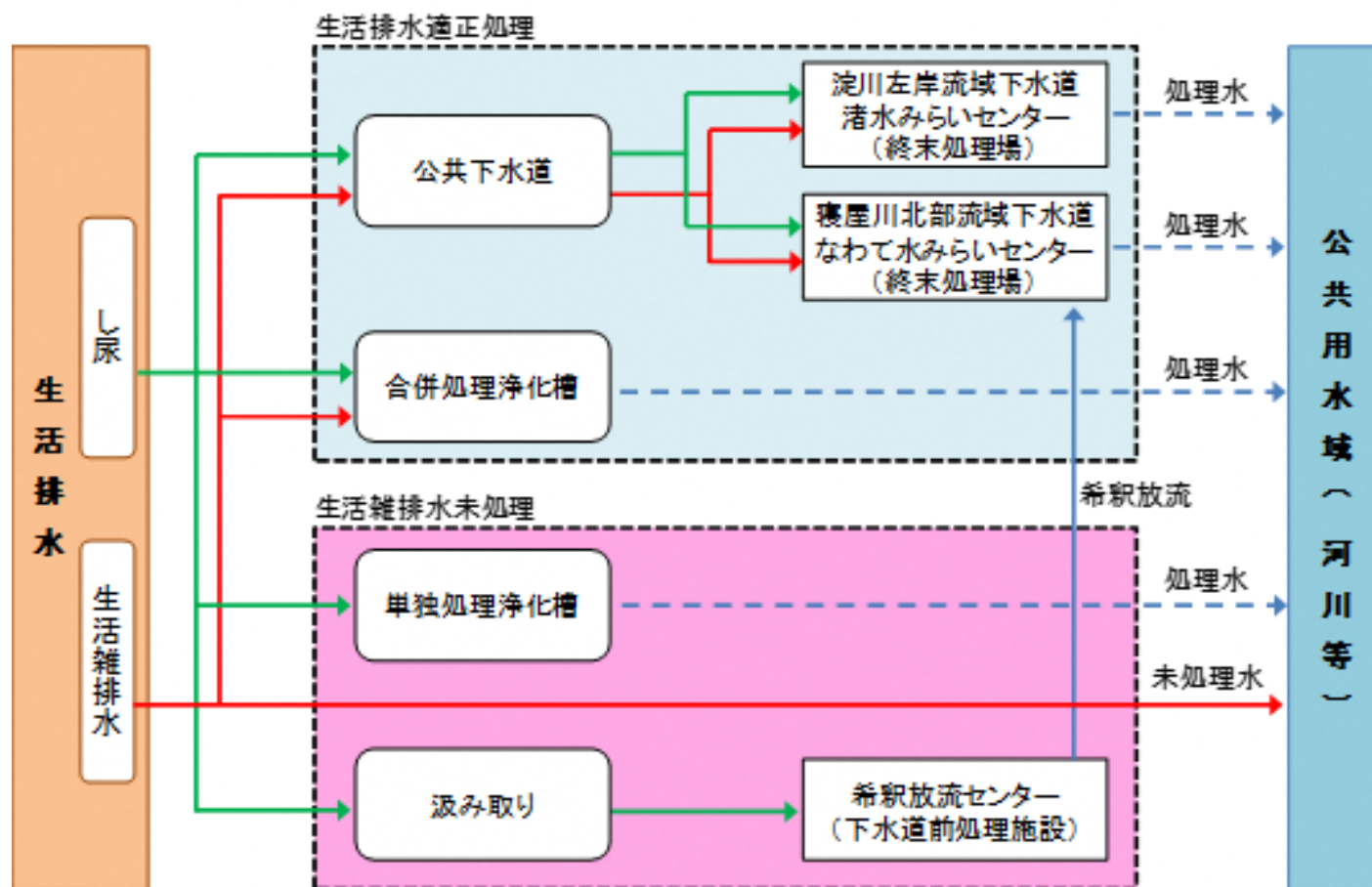

次期生活排水処理基本計画の概要について

1. 生活排水処理の概要

生活排水はし尿と生活雑排水に分類されます。し尿は公共下水道、下水道前処理施設、単独及び合併処理浄化槽で処理され、生活雑排水は公共下水道及び合併処理浄化槽で処理されています。



※し尿及び浄化槽汚泥等の処理は、希釈放流センターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥等からごみなどを除去した汚水を地下水を用いて希釈した後に、公共下水道に放流しています。

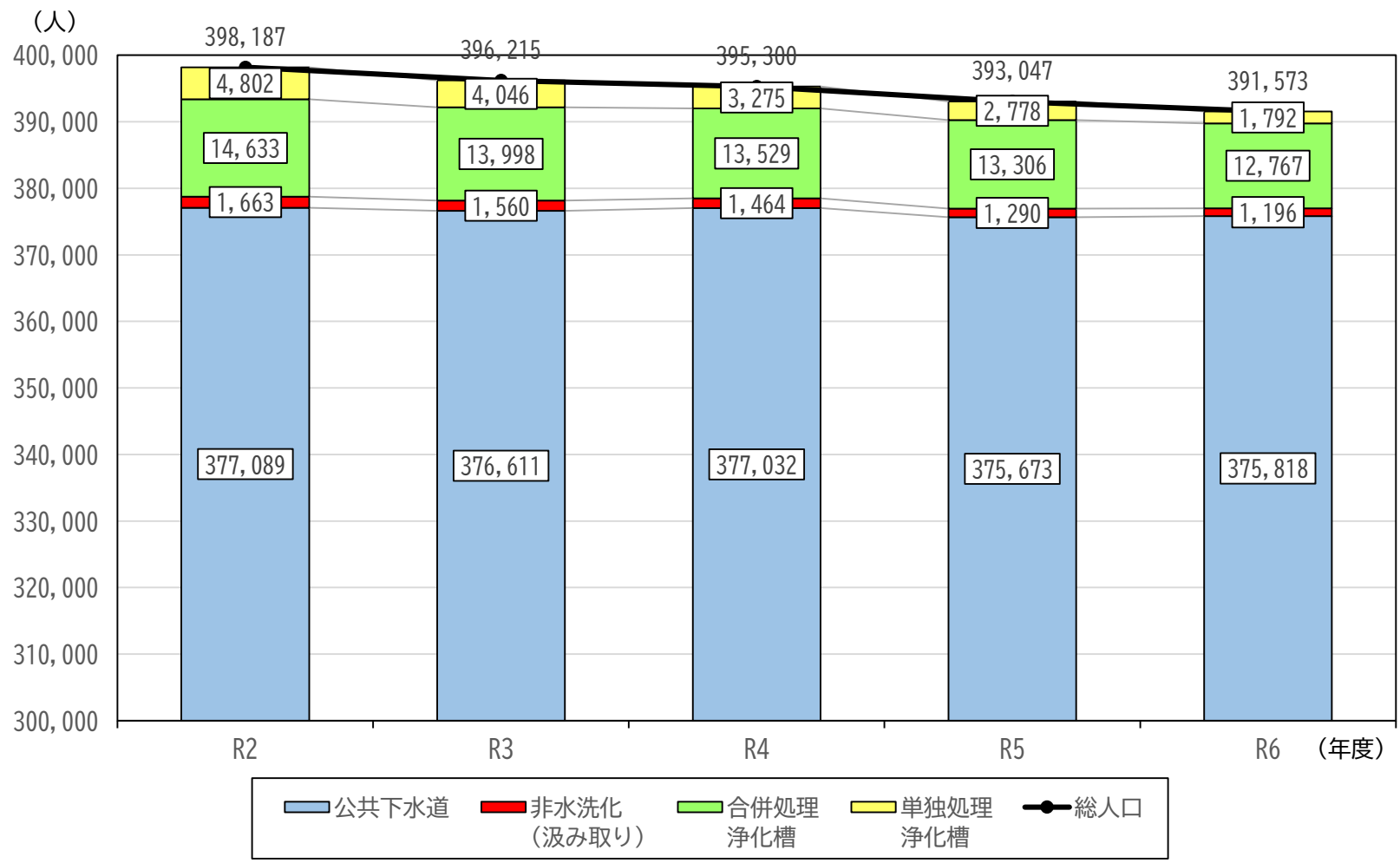
2. 生活排水適正処理率と生活排水処理形態別人口の現状

- 本市の令和6年度の生活排水適正処理率は99.2%であり、単独処理浄化槽や汲み取りの人口は僅かな割合となっています。
- 公共下水道の整備が進められていますが、本市の人口が減少してきていることから、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取りの人口はそれぞれ減少傾向となっています。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
生活排水処理計画区域内人口・・・①	398,187	396,215	395,300	393,047	391,573
生活排水処理人口・・・②	391,722	390,609	390,561	388,979	388,585
公共下水道	377,089	376,611	377,032	375,673	375,818
合併処理浄化槽	14,633	13,998	13,529	13,306	12,767
生活雑排水未処理人口	6,465	5,606	4,739	4,068	2,988
単独処理浄化槽	4,802	4,046	3,275	2,778	1,792
非水洗化（汲み取り）	1,663	1,560	1,464	1,290	1,196
生活排水処理計画区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水適正処理率（②／①×100）	98.4%	98.6%	98.8%	99.0%	99.2%

2. 生活排水処理形態別人口の現状



3. 公共下水道の整備状況

本市の公共下水道は、分流式を採用しており、市域の約80％にあたる約5,228haを、淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道へ流入する流域関連公共下水道で計画しています。令和6年度末の整備状況は、約3,499haとなっています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	398,187	396,215	395,300	393,047	391,573
整備人口	387,668	386,486	385,998	384,592	383,541
処理人口	387,422	386,172	385,795	384,320	383,494
下水道水洗化人口	377,089	376,611	377,032	375,673	375,818
整備人口普及率	97.4%	97.5%	97.6%	97.8%	97.9%
処理人口普及率	97.3%	97.5%	97.6%	97.8%	97.9%
下水道水洗化率	97.3%	97.5%	97.7%	97.8%	98.0%

整備人口 ……下水道が整備された区域に居住する人口（整備人口普及率：総人口に占める整備人口の割合）
処理人口 ……下水道に接続することができる人口（処理人口普及率：総人口に占める処理人口の割合）
下水道水洗化人口…下水道に接続している人口（下水道水洗化率：処理人口に占める下水道水洗化人口の割合）

4. し尿及び浄化槽汚泥等の処理状況

家庭系し尿の収集・運搬は本市が、事業系し尿と浄化槽汚泥等の収集・運搬は本市が許可する8業者が行っています。運搬されたし尿及び浄化槽汚泥等は、希釈放流センターに搬入されます。

(単位：kL)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	家庭系	1,557	1,434	1,298	1,223	1,139
	事業系	863	717	747	668	791
	合計	2,420	2,151	2,045	1,891	1,930
浄化槽汚泥等		11,005	10,290	9,348	8,750	8,379
合計		13,425	12,441	11,393	10,641	10,309

5. 生活排水処理の課題

▶ 公共下水道の整備

- 下水道整備基本計画等に基づき公共下水道の整備を進めるとともに、老朽化した管渠などの適切な維持管理を行う必要があります。
- 公共下水道が整備された区域では、下水道法及び枚方市下水道条例において、供用開始後3年以内に家庭から出る生活排水を公共下水道に接続する義務があるため、早期に公共下水道へ接続するよう促す必要があります。
- 市内に点在する未承諾地区や整備困難地区の解消を進めていく必要があります。

▶ し尿及び浄化槽汚泥等の処理

- し尿の汲み取り世帯が市内に点在化しており、収集運搬効率が低下しています。
- 希釈放流センターについては、「希釈放流センター老朽化対策計画」に基づく老朽化対策工事が令和7年度に完了となりますが、今後も設備の定期点検やメンテナンスを行いながら適正に維持管理する必要があります。

▶ 浄化槽の適正な維持管理

- 浄化槽は定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となる場合があるため、浄化槽の管理者に対して、浄化槽法に基づく、清掃や保守点検・法定検査が適正に行われるよう啓発及び指導を行う必要があります。

▶ 市民・事業者に対する啓発活動の推進

- 公共下水道整備計画区域外においては、汲み取りや単独処理浄化槽で処理を行っている市民・事業者に対し、生活雑排水の処理も行うことができる合併処理浄化槽の周知を図る必要があります。
- 生活排水対策の重要性について、広報誌やホームページ、イベントなどで啓発を行う必要があります。

▶ 災害時の対応

- 地震・風水害等の災害発生時には、被災後の生活環境の悪化に対処するため、し尿等を迅速かつ適切に処理する必要があります。

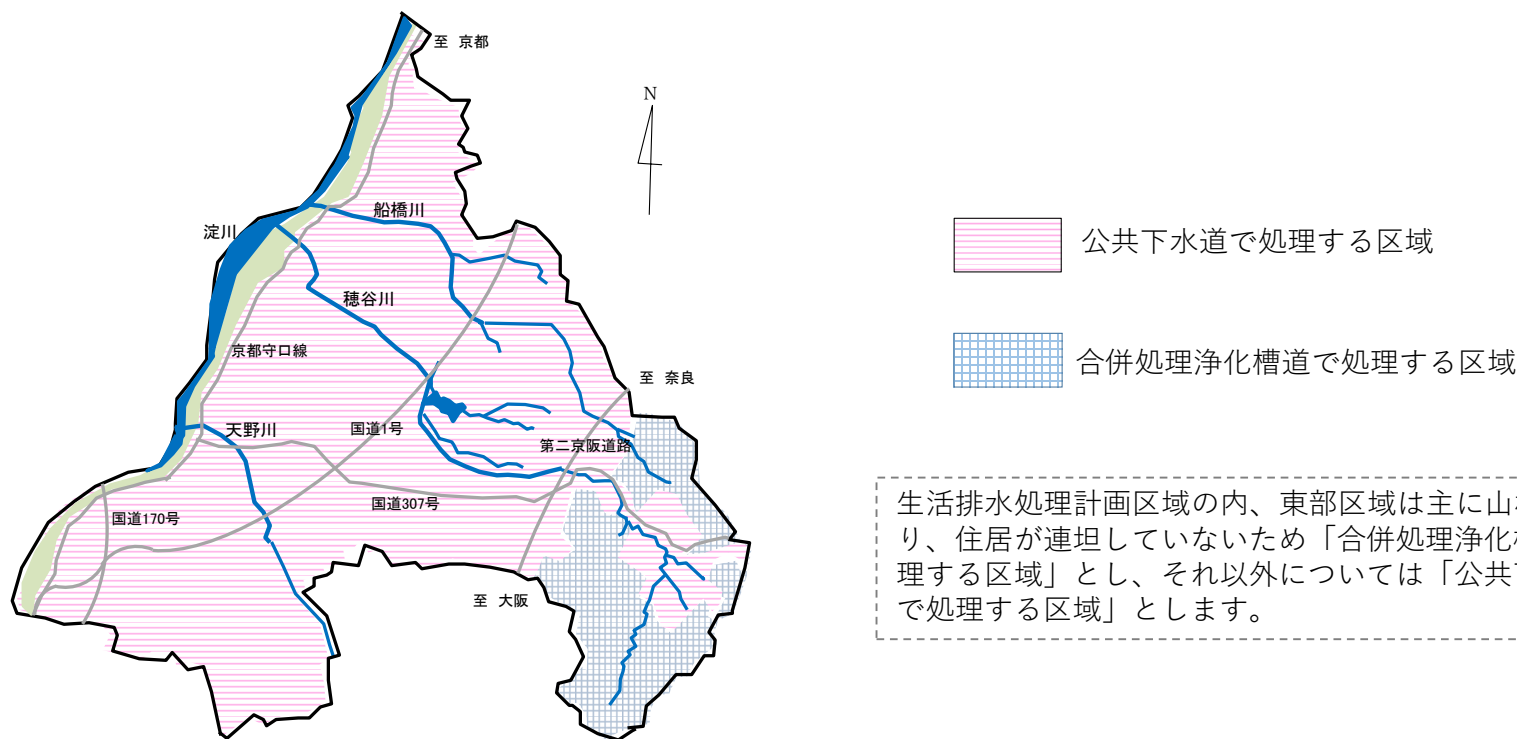
6. 基本方針

本市における生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を同時に処理することが基本であり、公共下水道がその中心となります。東部の山間部を除く地域が下水道整備計画区域であり、最終的には終末処理場で処理を行うこととします。

一方、公共下水道整備計画区域外や公共下水道未整備区域等において、し尿と生活雑排水を併せて処理を行う合併処理浄化槽の活用を図ります。

本市の地域特性にあった生活排水処理を進めるための基本方針は以下のとおりです。

- 公共下水道整備計画区域内において、生活排水の処理は公共下水道を中心に行います。
- 公共下水道整備計画区域外において、生活排水の処理は合併処理浄化槽を中心に行います。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われるよう、指導・啓発を行います。



7. 計画目標

これまでの生活排水処理形態別人口の推移を踏まえ、計画目標を次のとおり定めます。

令和17年度における処理の目標
生活排水適正処理率 99.6%

(単位：人)

	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
生活排水処理計画区域内人口	382,757	369,658
生活排水処理人口	380,864	368,363
合併処理浄化槽	11,305	10,825
下水道	369,559	357,538
生活雑排水未処理人口	1,893	1,295
単独処理浄化槽	1,164	813
非水洗化（汲み取り）	729	482
生活排水処理計画区域外人口	0	0
生活排水適正処理率	99.5%	99.6%

8. 施策

▶ 公共下水道の整備

- 下水道事業計画に基づき公共下水道の整備を行い、整備が困難な地域についても公共下水道の普及促進を図ります。
- 災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて上下水道耐震化計画に基づき、施設の重要度に応じた耐震化を進めます。
- 公共下水道の老朽化対策を進め、計画的な維持・修繕及び改築を行い、適切な維持管理を図ります。
- 公共下水道が整備された区域の家屋所有者に対して、供用開始前に通知するとともに、水洗化義務期限（供用開始日より3年間）に至るまで、定期的に接続依頼文を送付し、未接続家屋の解消に努めます。
- 水洗化義務期限を超えた未接続家屋については個別指導及び勧告文書を送付することにより、水洗化指導を行います。

▶ し尿及び浄化槽汚泥等の処理

- 本市が行う収集業務については、今後の適正な生活排水処理の進捗や災害時の対応を視野に入れた、より効率的で効果的な収集体制に努めます。
- 公共下水道整備区域内における未接続世帯の点在化により、収集効率が低下していることから、公共下水道への接続啓発を行い、点在化の縮減に努めます。
- 希釈放流センターの稼働に支障を来す油分を多く含む浄化槽汚泥等については、現地確認の際に適正な処理方法の指導を行います。

▶ 浄化槽の適正な維持管理

- 浄化槽の管理者に対し、浄化槽法に基づく清掃と保守点検に加え、法定検査の受検などの指導・啓発を推進します。
- 市設置型の合併処理浄化槽については、本市が適正な維持管理を行います。

▶ 市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進

- 公共下水道整備計画区域外の地域においては、生活排水の処理も行うことができる合併処理浄化槽の周知や、調理くず・廃油を流さないなど各家庭で取り組むことができる生活排水対策の周知を行います。
- 広報紙・ホームページや各種イベント等を通じ、本市の河川の水質状況を紹介するなど、生活排水対策の重要性について啓発を行います。

▶ 災害時の対応

- 枚方市地域防災計画に基づき、下水道関連施設や避難所の状況に応じて、仮設トイレを設置するとともに、大阪府に対し「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する災害時団体救援協定」に基づく支援を要請し、汲み取りを実施します。
- し尿の処理については、処理施設の状況を踏まえ、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」に基づき対応します。